

## 消費者被害の急増と消費者関連法の取り組みの広がり

90年代、「住専処理」への多額な税金の投入をはじめ、官官接待、薬害エイズ問題など、国民の政治と行政に対する不信を大きくする事柄が続きました。そのような中、全国各地では地方自治体の情報公開条例制定の取り組みが行われ、市民の手による新しいスタイルの行政の監視活動が活発に行われるようになりました。

全国消団連は「情報公開法の制定をもとめる市民ネットワーク」の事務局団体として活動を推進し、95、96年の全国消費者大会では実行委員団体とともに、都道府県の情報公開条例を活用し、全国一斉に「家電製品発火事故情報の開示請求」に取り組みました。情報公開法は99年5月に成立しました。

98年に発足した消費者関連法検討委員会は、消費者契約法、成年後見制度、破産法、金融サービス法、統一消費者信用法、個人情報保護法など、消費者に関わる法制定の取り組みを強化していきます。

### 全国消団連のあゆみ

- 1月 第1回消費者契約法の早期制定のためのネットワーク集会(4、6、9、10月 集会開催)
- 3月 国際シンポジウム「世界消費者権利の日」
- 4月 国際消費者問題委員会発足
- 5月 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)成立記者会見
- 6月 「コポルコin京都」消費者委員会結成のついで
- 10月 「コポルコin京都」プレシンポジウム
- 11月 第38回全国消費者大会

### 社会の動き

- 3月 スーパーマーケット食肉二重価格表示に警告
- 4月 改正男女雇用機会均等法スタート  
新食糧法スタート(コメの関税化、自由輸入)  
消費者被害の急増(ふとん販売、内職商法など)
- 5月 情報公開法公布
- 7月 食料・農業・農村基本法公布  
JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)改正。食品の品質表示義務、有機食品の検査認証制度、遺伝子組換え食品の表示基準など
- 9月 茨城県東海村原子力発電所臨界事故
- 10月 NTT東・西・ドコモ顧客情報漏
- 12月 成年後見制度成立

### より良い社会をめざして情報公開制度の活用を

#### COLUMN

「情報公開法を求める市民運動」が設立されたのは1980年のこと。その設立に中心的に関わった団体の中には、消費者団体もいました。

政府内で情報公開法制定に向けた具体的な検討が始まった1995年には、「情報公開法の制定を求める市民ネットワーク」が消費者団体を中心に結成され、全国消費者団体連絡会に事務局がおかれました。PL法制定活動の中で、国の持つ欠陥商品事故情報の公開が不可欠であるとの認識が広まったことがきっかけで、そこに「市民運動」も加わりました。

「市民運動」は情報公開制度の制定運動を長年担ってきましたが、運動が続いたのは、行政の持つ情報がそれを必要とする市民や消費者に公開されない結果、市民・消費者は被害や不利益を甘んじて受けなければならないという構造を、何とか打破したいという強い思いが、多くの人たちと共有された結果だと思えます。

情報公開制度の制定は行政から情報を公開させる出発点に過ぎず、最終目的ではありません。制度を利用して情報を公開させ、それによってより良い社会を目指すことが最終目標です。「市民運動」は、1999年の情報公開法の制定を受けて「NPO法人情報公開クリアリングハウス」に組織改編して制度利用の支援等を行っています。消費者運動も、情報公開制度を大いに活用し、そして時には非公開を争い、情報公開を広げていってほしいと思います。



特定非営利活動法人  
情報公開クリアリングハウス  
室長 三木由希子

### 用語解説

#### 情報公開法

アメリカでは、情報公開は民主主義に不可欠との考えが古くからあり、1966年には政府のもつ情報への国民の自由なアクセスを権利として定めた「情報自由法」が生まれています。日本でも80年代から国民の「知る権利」への関心が高まり、市民団体、日弁連などの制度保障をもとめる活動が本格的に始まりました。地方自治体での情報公開条例の制定が当たり前になり、各地での情報公開オプスマンの活動の活発化なども受けて、国では95年ようやく情報公開法の審議が開始され、99年5月に制定、2001年から施行されました。



●世界消費者権利の日記念「円卓会議」2000.3